

国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則

平成 17 年 10 月 1 日制定	平成 18 年 7 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正	平成 20 年 7 月 22 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 21 年 12 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正	平成 24 年 10 月 1 日改正
平成 27 年 3 月 25 日改正	平成 28 年 2 月 22 日改正
平成 29 年 1 月 24 日改正	平成 29 年 6 月 27 日改正
平成 30 年 2 月 27 日改正	平成 31 年 1 月 29 日改正
令和元年 12 月 24 日改正	

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用する外国人研究員の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で外国人研究員とは、大学の学術研究に資するため、大学が招へいし、学部、研究科、研究部、研究所、機構又は学内共同教育研究施設（以下「部局等」という。）において共同研究等に参画させる外国人で、期間を定めて雇用する常時勤務の職員をいう。なお、極めて顕著な研究業績を有する者を「甲種」、その他を「乙種」という。

(法令との関係)

第 3 条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 4 条 大学及び外国人研究員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(採用)

第 5 条 外国人研究員の雇用は、選考による。

2 前項に規定する外国人研究員の選考は、常勤の大学教育職員に準じて候補者の教育研究業績等その資格について、所属する部局等の教授会又は運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(雇用期間及び最終雇用年齢)

第 6 条 外国人研究員の雇用期間は 1 年を超えないものとし、事業年度の中で採用する場合は、雇用の終期を当該年度の末日とする。

2 前項の雇用期間は、大学が必要に応じて、外国人研究員の同意を得て更新することができる。

- 3 外国人研究員の雇用に当たっては、当該外国人研究員の年齢が満 70 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて雇用しないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長が業務の都合等により特に必要と認めた場合にあっては、前項に規定する最終雇用年齢を超えて雇用することができる。

(有期労働契約から無期労働契約への転換)

第 6 条の 2 採用又は雇用期間を更新された外国人研究員の平成 25 年 4 月 1 日以降に締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間が 10 年を超える場合に、当該外国人研究員から労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みがあったときは、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。

- 2 前項に規定する有期労働契約から期間の定めのない労働契約への転換に関する手続きについては、別に定める。

(契約の締結)

第 7 条 外国人研究員の雇用に当たっては、契約書を 2 通作成し、大学及び外国人研究員が各 1 通を保持するものとする。

- 2 契約は、日本語及び当該外国人が契約内容を理解できる外国語の契約書をもって学長と外国人との間で締結する。ただし、当該外国人が日本語で契約内容が十分理解できる場合にあっては、日本語の契約書のみとすることがある。
- 3 契約は、本人が日本国に到着した後速やかに締結するものとする。
- 4 雇用の期間が事業年度を超える場合は、事業年度毎に契約を締結する。
- 5 契約に際しては、当該外国人の氏名、国籍及び在留資格等の確認を行うとともに、その証明する文書等を保管するものとする。
- 6 契約する際には、その者が自国の法令の定めにより、その雇用によって、国籍を失うこととなるかどうかを自らの責任において明らかにしなければならないことを、あらかじめ文書をもって注意しなければならない。日本国籍と外国の国籍とをあわせて有する者を雇用しようとするときにおいても同様とする。

(給与)

第 8 条 外国人研究員の給与は、本給、地域手当、通勤手当及び外部資金獲得手当とする。

- 2 外国人研究員の本給は、別表第 1 に掲げるとおりとする。
- 3 外国人研究員の号給は、履歴書（別紙様式第 1）を作成の上、外国人研究員（乙種適用者）にあっては別表第 2 の号給格付基準表により算定し、決定する。
- 4 通勤手当は、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 13 条の規定を準用して支給する。
- 5 外部資金獲得手当は、職員給与規則第 30 条の 5 の規定を準用して支給する。

(給与の支払日、支払い、日割計算及び端数計算)

第 9 条 外国人研究員の給与の支払日、支払い、日割計算及び端数計算について必要な事項

は、職員給与規則を準用する。

(住居・光熱水料)

第 10 条 外国人研究員に大学に所属する建物を使用させることがある。ただし、国立大学法人富山大学宿舍規則第 10 条に規定する有料宿舍の基準額に基づく算式により定めた額を使用料として徴収する。

2 外国人研究員が住居で生活するため消費する電気、ガス及び水道の料金は、本人が負担するものとする。

(赴任及び帰国旅費)

第 11 条 外国人研究員に、別に定める国立大学法人富山大学旅費規則を準用して赴任及び帰国旅費を支給する。

2 帰国旅費は、雇用期間満了後直ちに日本国を出発する場合に支給する。

(誠実義務)

第 12 条 外国人研究員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(労働時間・休暇等)

第 13 条 外国人研究員の労働時間は、1 週間については 38 時間 45 分、1 日については 7 時間 45 分とする。

2 始業・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これを繰り下げ、又は繰り上げることがある。

始業時刻 午前 8 時 30 分

終業時刻 午後 5 時 15 分

休憩時間 正午から午後 1 時 00 分

3 外国人研究員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則を準用する。

(育児休業等)

第 14 条 外国人研究員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 外国人研究員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

3 育児休業及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第 15 条 外国人研究員の家族で疾病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

(退職)

第 16 条 外国人研究員は、次の各号の一に該当するときは退職し、外国人研究員としての身分を失う。

- (1) 期間が満了したとき。
- (2) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (3) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 17 条 外国人研究員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 外国人研究員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(解雇)

第 18 条 外国人研究員は、次の各号の一に該当するときは、解雇されることがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪いとき。
 - (2) 職務上の負傷又は疾病の場合を除く心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 前 2 号に定める場合のほか、外国人研究員としての職務に必要な適格性を著しく欠くとき。
 - (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、外国人研究員の減員等が必要となったとき。
 - (5) 天災事変その他やむを得ない事由により大学の事業継続が不可能となったとき。
- 2 外国人研究員を解雇するときは、少なくとも 30 日前に予告するか、又は 30 日前に予告できない場合は、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。

(職員就業規則の準用)

第 19 条 職員就業規則のうち、第 21 条（解雇制限）、第 23 条（退職後の責務）、第 24 条（退職証明書）、第 28 条（職員の倫理）、第 29 条（ハラスメントに関する措置）、第 30 条（兼業）、第 31 条（知的財産権）、第 35 条（研修）、第 37 条（表彰）、第 38 条（懲戒）、第 39 条（懲戒の種類・内容）、第 41 条（嚴重注意）、第 42 条（損害賠償）、第 43 条（安全・衛生管理）、第 44 条（出張）、第 45 条（旅費）、第 47 条（業務上の災害補償）、第 48 条（通勤途上災害）、第 49 条（災害補償に関する事項）の規定は、外国人研究員に準用する。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に旧富山大学、旧富山医科薬科大学及び旧高岡短期大学に在職する外国人教師等の給与については、施行日以降も従前のおりとする。
- 3 平成 17 年 10 月 1 日以前に在職する外国人教師の退職手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、施行日前の外国人教師として引き続いた在職期間を通算するものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

外国人研究員本給表

区分		本給月額					
甲種		799,800					
乙種	雇用期間	号給及び本給月額					
		1	2	3	4	5	6
	6月以上	360,400	410,400	458,500	505,500	552,600	598,600
	6月未満	316,300	359,400	402,400	442,400	483,500	522,500

別表第2

外国人研究員（乙種適用者）の号給各付基準表

号給	大学卒業相当後の経過年数
1	0年以上 ~ 5年未満
2	5年以上 ~ 10年未満
3	10年以上 ~ 15年未満
4	15年以上 ~ 22年未満
5	22年以上 ~ 29年未満
6	29年以上

※「大学卒業相当後」は、「満22歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から」とする。

